

春日井市雑草等除去委託取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日井市あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例(昭和44年春日井市条例第17号)第7条に基づき、あき地の所有者が市長に委託する雑草等の除去(以下「除草」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(除草委託の種類)

第2条 除草の種類は次に掲げるものとする。

- (1) 一回除草 市長が指示した日から当該日の属する年度の3月15日までに
行う1回限りの除草をいう。
- (2) 年間除草 市長が指示した日から2回、当該日の属する年度の3月15日
までに行う除草をいう。

(委託料の決定)

第3条 市長は、一回除草委託及び年間除草委託の委託料について、毎年度あらかじめ一回除草委託仕様書(第1号様式)及び年間除草委託仕様書(第2号様式)に基づき、予定価格を定め、指名審査委員会において選定された業者から、それぞれの区分に応じた単価見積書を徴収し、当該予定価格の範囲内で単価を決定するものとする。

(委託業者)

第4条 雑草等の除去を委託する業者(以下「委託業者」という。)は、前条の規定により単価見積書を徴収した業者のうちから市長が決定する。

(委託の申し込み等)

第5条 除草を委託しようとする者は、市長に書面又は口頭にて申請するものとする。

- 2 除草を委託しようとする者は、市から送付された納付書により、納付書に記載された金融機関等において納付するものとする。

(除草指示)

第6条 市長は、前条の申請があった場合は、一回除草指示書(第3号様式)又は年間除草指示書(第4号様式)により委託業者に指示するものとする。

(雑草等除去の報告)

第7条 委託業者は、一回除草委託における作業が完了したときは、速やかに単価契約工事内訳明細書(兼しゅん工届)(第5号様式)に作業の状況の分かる写真を添えて市長に報告しなければならない。

- 2 委託業者は、年間除草委託における初回作業が完了したときには、初回作業完了報告書(第6号様式)に作業の状況が分かる写真を添えて市長に報告しなければならない。

3 委託業者は、年間除草委託における委託期間が終了したときは、単価契約工事内訳明細書(兼しゅん工届)を市長に提出しなければならない。

(委託料の支払い)

第8条 委託業者に対する一回除草委託料の支払いは、しゅん工払いとし、払出命令書により支払うものとする。

2 委託業者に対する年間除草委託料の支払いは、2回払いとし、払出命令書により支払うものとする。

(除草作業に伴う苦情等の処理)

第9条 委託業者は、除草するにあたり、他人の迷惑にならないよう除草作業を行わなければならない。

2 苦情等が発生したときには、市長は、委託業者に対し誠意をもって解決にあたるよう指導するものとする。

(委託地の巡視)

第10条 市長は、委託業者に対し適正な除草維持管理を指導するため、委託地を適宜巡視するものとする。

(雑則)

第11条 この要綱の施行に必要な事項は、市長が定める。

附則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 春日井市雑草等除去委託要綱(昭和60年)は廃止する。

附則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

一回除草委託仕様書

1 契約の方法

春日井市（以下「市」という）と委託業者との間において契約期間（契約締結日から翌年の3月31日）の一回除草委託契約を締結する。

2 一般的指示事項

- (1) 市は、雑草等除去地を一回除草指示書（第3号様式）により委託業者に指示するものとする。
- (2) 委託業者は、雑草等を地面からおおむね10 cm以内に刈り取ること。
- (3) 委託業者は、刈り取った雑草等を民地・側溝・路側等に散乱・放置することなくすべて除去すること。
- (4) 委託業者は、市及び第三者に損害を与えた場合には、誠意をもってその解決にあたること。
- (5) 委託業者は、除草作業が完了した場合は、速やかに作業前、作業後の写真と単価契約工事内訳明細書（兼しゅん工届）を市に提出すること。

3 付記

除草作業内容等について疑義が生じた場合は、市及び委託業者において協議すること。

年間除草委託仕様書

1 契約の方法

春日井市（以下「市」という）と委託業者との間において契約期間（契約締結日から翌年の3月31日）の年間除草委託契約を締結する。

2 一般的指示事項

- (1) 市は、雑草等除去地を年間除草指示書（第4号様式）により委託業者に指示するものとする。
- (2) 委託業者は、当該日の属する年度の3月15日までに雑草等の除去作業を2回行うこと。
- (3) 委託業者は、雑草等を地面からおおむね10 cm以内に刈り取ること。
- (4) 委託業者は、刈り取った雑草等を民地・側溝・路側等に散乱・放置することなくすべて除去すること。
- (5) 委託業者は、委託契約期間内は適宜巡回し、当該地を適正に除草維持管理すること。
- (6) 委託業者は、市及び第三者に損害を与えた場合には、誠意をもってその解決にあたること。
- (7) 委託業者は、除草作業を完了した場合は、速やかに作業前、作業後の写真と初回作業完了報告書を市に提出すること。
- (8) 委託業者は、委託期間が終了した場合は、単価契約工事内訳明細書（兼しゅん工届）を市に提出すること。

3 付記

除草作業内容等について疑義が生じた場合は、市及び委託業者において協議すること。

第3号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

一 回 除 草 指 示 書

様

春日井市長

春日井市雑草等除去委託取扱要綱第6条第1項に基づき、次のとおり雑草等の除去を指示します。

1 件 数	合計	件
2 面 積	合計	m ²
3 金 額	合計	円
4 除去箇所	別紙のとおり	
5 特記事項		

第4号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

年 間 除 草 指 示 書

様

春日井市長

春日井市雑草等除去委託取扱要綱第6条第1項に基づき、次のとおり雑草等の除去を指示します。

1 件 数	合計	件
2 面 積	合計	m ²
3 金 額	合計	円
4 除去箇所	別紙のとおり	
5 特記事項		

第5号様式（第7条関係）

単価契約工事内訳明細書（兼しゅん工届）

年 月 日

春日井市長

様

委託業者 住 所

氏 名

（法人の場合は名称及び代表者氏名）

春日井市雑草等除去委託取扱要綱第7条第1項又は第3項に基づき、単価契約工事内訳明細書（兼しゅん工届）を提出します。

第6号様式（第7条関係）

初回作業完了報告書

年 月 日

春日井市長 様

委託業者 住 所

氏 名 印

（法人の場合は名称及び代表者氏名）

下記委託の部分払いを請求したいので、春日井市雑草等除去委託取扱要綱第7条第2項に基づき、初回作業完了報告書を提出します。

記

1 委 託 名	年間除草委託
2 委 託 場 所	春日井市内一円
3 契 約 金 額	金 円 (初回請求額 円)
4 工 期	着手 平成 年 月 日 完了 平成 年 月 日